

平成 24 年(2012年) 10 月 15 日
建設委員会資料
都市基盤部生活安全担当
都市基盤部交通対策担当

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件 1】

1 事故の概要

- (1) 事故発生日時 平成 24 年（2012 年）6 月 6 日午後 4 時 25 分頃
- (2) 事故発生場所 宮城県宮城郡利府町春日字新堀 27-1 先交差点
- (3) 事故発生状況 区の職員が、相手方からリースしている車両を運転し、上記交差点に差し掛かった際、同交差点左方向からの進入車両の有無に気を取られ、センターラインを越えてしまい、反対車線に渋滞で停車中のダンプ車の右前方部に衝突した。この事故により、リース車両の右前方バンパー、右前輪、右サイドミラー等が破損した。

2 和解（示談）の要旨

区は、相手方が被った損害 550,000 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成 24 年（2012 年）7 月 20 日

4 区の賠償責任

本件事故は、区の職員の不注意により反対車線に渋滞で停車中のダンプ車に衝突し、区が相手方からリースしている車両に損害を与えたものであり、相手方が被った損害額全額について、区に賠償の義務があるものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損したリース車両の右前方バンパー、右前輪、右サイドミラー等の修理費用の 550,000 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社からリース車両の修理業者に直接支払われた。

【報告案件 2】

1 事故の概要

- (1) 事故発生日時 平成 24 年（2012 年）6 月 6 日午後 4 時 25 分頃
- (2) 事故発生場所 宮城県宮城郡利府町春日字新堀 27-1 先交差点

(3) 事故発生状況 区の職員が、区がリースしている車両を運転し、上記交差点に差し掛かった際、同交差点左方向からの進入車両の有無に気を取られ、センターラインを越えてしまい、反対車線に渋滞で停車中の相手方ダンプ車の右前方部に衝突した。この事故により、相手方ダンプ車の右前方バンパー、右側ドア、右ステップ等が破損した。

2 和解（示談）の要旨

区は、相手方が被った損害 255,770 円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成 24 年（2012 年）7 月 23 日

4 区の賠償責任

本件事故は、区の職員の不注意により反対車線に渋滞で停車中の相手方のダンプ車に衝突したものであり、相手方の被った損害額全額について、区に賠償の義務があるものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損したダンプ車の右前方バンパー、右側ドア、右ステップ等の修理費用の 255,770 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社からダンプ車の修理業者に直接支払われた。

備考

事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭注意
- (2) 所属長から職員全員に注意喚起を行い、安全運転の励行の徹底

【報告案件 3】

1 事件の概要

相手方が、中野駅北口西自転車駐車場の利用に係る定期駐車票を偽造し、当該偽造した定期駐車票を使用して平成 20 年 6 月から平成 23 年 1 月まで及び平成 23 年 5 月から平成 24 年 3 月までの計 43 か月間にわたって不正に同駐車場を利用していた。

2 和解（示談）の要旨

相手方は、区が被った損害 81,700 円の全額について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する口座に振り込む方法により支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成24年（2012年）9月4日

4 損害賠償額

本事件による区の損害額は、相手方が不正に同自転車駐車場を利用していた期間43か月分の利用料相当額81,700円であり、相手方の損害賠償額は区の損害額と同額である。なお、損害賠償金は、相手方から区に全額支払われた。

【報告案件4】

1 事件の概要

相手方は、偽造された中野駅北口西自転車駐車場の利用に係る定期駐車票を譲り受け、その定期駐車票を使用して平成23年2月から平成24年3月までの計14か月間にわたって不正に同駐車場を利用していた。

2 和解（示談）の要旨

相手方は、区が被った損害26,600円の全額について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する口座に振り込む方法により支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成24年（2012年）9月4日

4 損害賠償額

本事件による区の損害額は、相手方が不正に同自転車駐車場を利用していた期間14か月分の利用料相当額の26,600円であり、相手方の損害賠償額は区の損害額と同額である。なお、損害賠償金は、相手方から区に全額支払われた。

備考

事件後の対応について

全自転車駐車場について、管理人による巡回及び監視体制の強化を図ることとした。

【報告案件5】

1 事件の概要

(1) 事件発生日時 平成22年（2010年）12月3日夜間

平成24年（2012年）6月1日午後10時頃

(2) 事件発生場所 中野自転車保管場所（東京都中野区中野四丁目14番）

(3) 事件発生状況 両日ともに、相手方が、中野自転車保管場所3階屋上のドアガラスを割り、同保管場所内に入り込み、保管されていた自己名義の撤去自転

車を無断で持ち去った。

2 和解（示談）の要旨

相手方は、区が被った損害 117,100 円の全額について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成 24 年（2012 年）9 月 5 日

4 損害賠償額

本事件による区の損害額は、中野自転車保管場所のドアガラスの交換費用 107,100 円及び自転車撤去手数料相当額 10,000 円の合計 117,100 円であり、相手方の損害賠償額は区の損害額と同額である。なお、損害賠償金は、相手方から区に全額支払われた。

備考

事件後の対応について

防犯カメラの増設、フェンスの改修等を実施

【報告案件 6】

1 事件の概要

- (1) 事故発生日時 平成 24 年（2012 年）5 月 3 日午後 5 時 30 分頃
- (2) 事故発生場所 東京都中野区上高田三丁目 9 番先路上
- (3) 事故発生状況 相手方が、上高田中通りを自転車に乗って走行していたところ、前方から走行してきた車両を避けようとした際、電柱に設置した駐車禁止の立看板が突出していたため、同看板に接触し、着用していた眼鏡を破損した。

2 和解（示談）の要旨

区は、相手方が被った損害 17,640 円のうち、過失割合（相手方 8 割、区 2 割）に従い、区は相手方に対し 3,528 円の賠償義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

3 和解（示談）成立の日

平成 24 年（2012 年）9 月 27 日

4 区の賠償責任

本件事故は、主に、相手方が対向車の存否を確認して減速走行をする等の危険回避行動をとるべきところ、これを怠ったことによるものであるが、区が設置し、管理していた立看板の電柱への取付けが緩み、通行者等の妨げになるような位置にはみ出していたこともその一因であるため、相手方が被った損害額の 2 割相当

額について区の賠償責任は免れないものと判断した。

5 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した眼鏡の買換え費用の17,640円であり、区の過失割合は2割であることから、区の損害賠償額は3,528円である。なお、損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険により全額補填される見込みである。

備考

事故後の対応について

- (1) 本件立看板については速やかに撤去し、電柱幕を設置した。
- (2) 区内各所に設置されている同種の立看板については、青色灯防犯パトロールカーによる巡回時に随時点検を行い、不具合のあるものについては、交換、修理、撤去等の対応を継続して実施していくこととした。